

# 平成30年 9 月 定例総会議事録

- 日 時 平成30年 9 月 19 日 (水) 午前 9 時 35 分～午前 10 時 32 分
- 場 所 佐賀市役所本庁 4 階大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
  2. 報 告
    - 第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出
    - 第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知
    - 第 3 号 使用貸借解約通知
    - 第 4 号 形状変更届
  3. 局長専決処分報告
    - 第 1 号 農地法第 4 条による届出
    - 第 2 号 農地法第 5 条による届出
  4. 議 案
    - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請
    - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請
    - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請
    - 第 4 号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転
    - 第 5 号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定
    - 第 6 号議案 農振法第 13 条の規定による変更申出 (除外)
  5. 閉 会

## 午前 9 時 35 分 開会

### ○会長(坂井邦夫君)

おはようございます。9月に入りまして、朝夕はめっきり涼しくなってきました。今朝、私は交通立ち番でしたけれども、21日から秋の交通安全運動が始まります。皆さんも農作業も含めて交通事故には注意していただきたいと思います。

それでは、先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は23名で、定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会平成30年9月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出9件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知9件、報告第3号 使用貸借解約通知11件、報告第4号 形状変更届2件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出4件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出2件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請5件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請3件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請14件、第4号議案 農用地利用集積計画(案)所有権移転5件、第5号議案 農用地利用集積計画(案)利用権設定66件、第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出(除外)20件。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は9月11日、北部は9月12日に行っております。

また、調査会については、南部が9月13日、北部が9月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、会長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

なお、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、13番委員の福田委員、14番委員の山口委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書13ページ、14ページ、16ページ及び17ページの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、3番及び8番から11番までの審議結果について報告します。

第30回常設審議委員会議の報告。

佐賀市、農地法第4条の規定による意見聴取について0件、農地法第5条の規定による意見聴取について3件、農地法第5条関係3件については、異議なしとして佐賀市農業委員会

会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

**報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出**

1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 9

**○会長(坂井邦夫君)**

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 9 番までの 9 件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 3 ページ及び 4 ページをお開きください。

**報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知**

1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ・ 7 ・ 8 ・ 9

**○会長(坂井邦夫君)**

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 9 番までの 9 件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

意見なしということで、次に進みます。

議案書 5 ページから 7 ページまでをお開きください。

**報告第 3 号 使用貸借解約通知**

1 ～ 11

**○会長(坂井邦夫君)**

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番から 11 番までの 11 件について御意見はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで次に進みます。

議案書8ページをお開きください。

#### 報告第4号 形状変更届

1・2

○会長(坂井邦夫君)

報告第4号 形状変更届、報告番号1番及び2番の2件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書9ページをお開きください。

#### 局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3・4

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から4番までの4件について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

議案書10ページをお開きください。

#### 局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2

○会長(坂井邦夫君)

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番及び2番の2件につい

て御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1

○会長(坂井邦夫君)

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番は、普通売買の案件です。

なお、この案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2・3・4・5

##### ○会長(坂井邦夫君)

次に、審議番号2番から5番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号2番から5番までの4件は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この4件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番から5番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページをお開きください。

**第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請**

1・2・3

**○会長(坂井邦夫君)**

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

**○北部調査会長(井上文昭君)**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「農家住宅」の一部農振除外を経た案件で、申請人は、農業法人を運営していますが、現在の住宅の敷地が狭く、農作業に支障をきたしているため、新たに農家住宅を建築することを計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、以前から申請地を住宅敷地の一部として利用してきましたが、昭和57年の国土調査の際に地目を畑のままにしていたことから、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても悪意

は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張及び通路」の案件で、申請人は、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部と通路が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから審議番号1番から3番までの3件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定



しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○会長(坂井邦夫君)

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、池田委員本人の案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、池田委員に一時退室いただき、この案件を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、池田委員には一時退室いただき、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、池田委員退室してください。

〔15番池田委員 退室〕

**○会長(坂井邦夫君)**

南部調査会の審査の報告をお願いします。

**○南部調査会長(大園敏明君)**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、近くに小学校や医療施設等があり、住環境も良いことから適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、98番、99番7については「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

99番1については、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公益施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、98番、99番7については「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)。

99番1については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから審議番号1番は、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

池田委員の入室をお願いします。

〔15番池田委員 入室〕

○会長(坂井邦夫君)

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2・3・4・5

○会長(坂井邦夫君)

審議番号2番から5番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な住宅街にあり、近隣には教育施設等もあることから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の北側市道は幅員が狭いため、宅地造成時の土砂の搬入について問題ないか確認したところ、搬入にあたっては近隣住民や周辺の農作業にも十分に配慮するとの回

答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地の一部を許可なく転用されたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「海苔資材置場及び貸海苔資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在の海苔資材置場が借地であるため新たに敷地の確保を計画し、また、近隣の海苔養殖業者からも資材置場を探しているとの相談があったため、申請地を一体的に海苔資材置場として造成し、一部を貸し出すことを考え、申請されたものです。

申請人に、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するた

め、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号5番は、転用目的が「海苔資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、今般、住宅新築に伴い、隣接する申請地を海苔資材置場として利用したく、申請されたものです。

申請人に、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号2番から5番までは、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長(坂井邦夫君)**

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページから18ページまでをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

6・7・8・9・10・11・12・13・14

○会長(坂井邦夫君)

審議番号6番から14番までの9件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号6番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に医療施設や商業施設があり、交通の便も良いことから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の南には農地が残るため、農薬散布等の農作業への理解を購入者に対して求めるように要望が出され、了解する旨の回答を得ました。

また、申請地北側の道路は交通量が多いため、工事の際は安全に十分に留意するよう意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設された幅員4m以上の道路の沿道区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の医療施設等が存在する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「建売分譲住宅及び宅地分譲」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請地には進入路が無い場合、申請人に工事の際の進入路について確認したところ、申請地東側雑種地の所有者の了解を得ており、東側を進入路として工事を行う旨の回答を得ました。

また、申請地周辺の道は狭いため、工事をする際は安全に十分留意するよう意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の(イ)と決定しております。

審議番号8番から11番までの4件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決し、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、用地選定の理由について確認したところ、当該地区は住環境が良いため、分譲住宅の需要が多いことに加え、地権者から相談があったことから選定した旨の説明がありました。

また、申請地が広いことから、雨水の排水対策について確認したところ、地元からの要望があったため、資材の提供を受けて水路を整備し、下流の農地や周辺の方々に迷惑がかからないようにする旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地力の(ア)のa。

許可基準については、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地力の(イ)のcの(e)と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、夫婦で借家に居住していますが、新たに住宅を建築することを計画したところ、申請地は、交通の便が良いため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の(ア)。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の(イ)と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は今般、土地の



調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地について、許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号14番も、転用目的が「一般住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地について、許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準については、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、審議番号6番から14番までの9件については、申請のとおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

**○会長(坂井邦夫君)**

ありがとうございました。

それでは、これより審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番から11番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番から11番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2

##### ○会長(坂井邦夫君)

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

審議番号1番及び2番の2件：13,229㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この2件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び20ページをお開き下さい。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

3・4・5

##### ○会長(坂井邦夫君)

審議番号3番から5番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号3番から5番までの3件：14,943㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から5番までの3件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書21ページから36ページまでをお開きください。

## 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

43を除く 1～52

### ○会長(坂井邦夫君)

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、取下げがあった審議番号43番を除く、審議番号1番から52番までの51件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長(大園敏明君)

報告します。

取下げがあった審議番号43番を除く、審議番号1番から52番までの51件

新規 42件： 546,052㎡

更新 9件： 76,237㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この51件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この51件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この51件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号43番を除く、審議番号1番から52番までの51件に

については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書36ページから40ページまでをお開きください。

#### 第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

53～67

##### ○会長(坂井邦夫君)

審議番号53番から67番までの15件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号53番から67番までの15件、

新規 4件： 33,548㎡

更新 11件： 73,919㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長(坂井邦夫君)

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この15件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、この15件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長(坂井邦夫君)

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この15件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長(坂井邦夫君)

異議なしと認めます。よって、審議番号53番から67番までの15件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書41ページから47ページまでをお開きください。

第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出(除外)

1～20

○会長(坂井邦夫君)

第6号議案 農振法第13条の規定による変更申出(除外)、審議番号1番から20番までの20件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長(井上文昭君)

報告します。

審議番号1番から20番までの20件は、除外目的が「工業団地の造成」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、佐賀市では、平成28年に久保泉第2工業団地が完売し、分譲可能な工業団地がない一方、企業からの引き合いは複数あるという状況で、産業振興及び地域の人口減少の防止と若者の雇用の場の確保を目的として、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいて佐賀市の実施計画を策定して、申出地を工業団地として造成し、企業誘致を行うため、申出されたとのことでした。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準については、「地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合」に該当するため、第1種農地イの(イ)のhと決定しております。

以上のことから、審議番号1番から20番までの20件については、申出どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。



以上で報告を終わります。

**○会長(坂井邦夫君)**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番から20番までの20件については、除外目的が「工業団地の造成」の案件で、一体のものとして申出されたものです。そこで、この20件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、この20件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この20件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から20番までの20件については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会平成30年9月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長(坂井邦夫君)**

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会平成30年9月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。  
佐賀市農業委員会平成30年9月定例総会を閉会します。  
本日はありがとうございました。

午前10時32分 閉会